

令和6年度当初県立学校教職員人事異動実施要綱

令和6年度当初の県立学校教職員の人事異動は、「令和6年度当初教職員人事異動方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

1 基本方針関係

(1) 新採用教職員について

新採用教職員の配置については、資質、能力、意欲等を勘案し人材育成に重きを置いた配置に努める。その際、学校間の教職員組織の均衡を勘案して、全県的な視野に立って行う。

(2) 再任用職員について

暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員については、従前の勤務実績等に基づく選考により再任用するものとし、知識、経験等を勘案し教職員組織の充実と均衡を期した配置に努める。その際、各学校の特色及び学校運営の継続性等を勘案して、全県的な視野に立って行う。

(3) 役職定年後の教職員について

役職定年後の教職員は、知識、経験等を勘案し教職員組織の充実と均衡を期した配置に努める。その際、各学校の特色及び学校運営の継続性等を勘案して、全県的な視野に立って行う。

2 転任関係

(1) 共通事項

ア 教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

イ 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

(2) 教員等（実習助手、実習教諭及び寄宿舍指導員を含み、副校長、教頭及び主幹教諭を除く。）

ア 経験人事

多様な経験を積み、視野を広め、資質の向上を図るため、原則として、採用以来同一校に勤務する者は、同校在職5年以内に、採用後2校目の学校に勤務する者は、同校在職7年以内に、それぞれ異動を行う。

なお、上記在職年数を超える教員等については、できるだけ早期の異動実現に努める。

イ 計画人事

各学校の特色に応じて、教員組織を充実させ、教育効果を高めるとともに、教員組織の不均衡を是正し、全県的な教育水準の向上を図るため、採用後3校目以降の

学校に勤務する者は、その能力・適性を考慮し、原則として、同校在職10年以内に異動を行う。学校の特色に応じた人材については、その異動に配慮する。

なお、上記在職年数を超える教員等については、できるだけ早期の異動実現に努める。

ウ 過員解消人事

各学校における配当定員又は教科別担当者数に過員を生ずる場合は、その解消のための異動及びこれに関連する異動を優先して行う。

エ その他

(ア) 同一校在職3年未満の者は、異動の対象としない。ただし、過員解消人事及び校内結婚などの特別な事情がある場合は、この限りでない。

(イ) 教員配置の地域的不均衡を調整するための異動を推進する。

(ウ) 専門高校における普通教科担当の教員組織の充実を図るため、経験豊かな教員の配置に努める。

(エ) 全日制、定時制及び通信制の各課程相互間、普通科の高校と専門高校相互間、並びに高等学校と特別支援学校相互間の異動を積極的に行う。また、高等学校と中学校相互間の異動、教員の行政職への出向に取り組む。

教員は、原則として、在職中1回以上、定時制若しくは通信制の課程、専門高校、特別支援学校、新設校（設置後5年以内の学校をいう。再編・統合された学校を含む。）又は中学校等（中学校、教育局及び知事部局等をいう。）のいずれかに勤務するものとする。

(オ) 女性教員の全校配置に努める。

(カ) 新採用教員の配置は、特定の学校に偏ることなく、全県的視野に立って行う。

(3) 事務職員等（司書、栄養教諭・技術職員及び技能職員を含む。）

ア 計画人事

(ア) 同一校在職5年以上の事務職員及び同一校在職10年以上の司書については、計画的かつ強力に異動を行う。

(イ) 同一校在職10年以上の栄養教諭・技術職員及び技能職員については、配置上の特殊性に配慮しながら、計画的に異動を行う。

イ 過員解消人事

各学校における配当定員に過員を生ずる場合は、その解消のための異動及びこれに関連する異動を優先して行う。

ウ その他

(ア) 各学校における職務執行体制の整備充実を進めるとともに、職員の職務能力の

開発及び資質の向上を図るため、計画的異動を強力に行う。

(イ) 学校と教育局、他の教育機関及び他の任命権者相互間の人事交流を積極的に推進するとともに、広い視野、識見を備えた職員を養成するため、高等学校と特別支援学校間の異動も積極的に推進する。

(ウ) 同一校在職3年未満の者は、原則として異動の対象としない。ただし、過員解消及び校内結婚に伴う場合などの特別な事情がある場合は、この限りでない。

(エ) 採用後1校目の学校に勤務する事務職員は、原則として在職3年で異動を行う。

3 登用関係

主幹教諭については、管理職（教頭）候補者名簿登載者の中から登用する。その際、女性教員の積極的な登用に努める。また、学校の課題解決のため、全県的な視野に立って配置する。

4 人事交流関係

国立大学法人埼玉大学附属学校及びさいたま市立学校との人事交流については、教育委員会と関係機関が協議の上行う。